

6 議案第52号関係

おいらせ町介護保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 40,500円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 55,080円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 60,750円</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 <u>前項第1号、第2号及び第3号に掲げる</u>第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる者</u> 30,375円</p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる者</u> 47,790円</p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる者</u> 58,725円</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 40,500円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 55,080円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 60,750円</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2 <u>所得の少ない</u>第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、規則で定める。</u></p>